国家戦略特区 獣医学部の新設について

平成29年6月13日

秋 池 玲子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹中平蔵

八田達夫

1、岩盤規制改革がようやく実現した

- ・ 獣医学部は、新設提案の内容の適否以前に、およそ新設は一切認めないこととされており(告示)、52年間新設がなかった。
- 一方、獣医師の偏在、公務員獣医師の不足、人獣共通感染症対策、先端ライフサイエンスへの対応などの課題は認識されており、 獣医学部新設は、民主党政権時代も含め、長年の懸案だった。
- 獣医学部新設が実現できずにきたのは、他分野の多くの岩盤規制と同様、既得権者が新規参入を阻んできたためである。既得権者が守り続けた分野では、結局、競争力を失われる。

この分野で、ようやく岩盤規制改革が実現したことは評価すべきである。

2、規制改革のプロセスに一点の曇りもない

今回の規制改革は、国家戦略特区のプロセスに則って検討し、実現された。言うまでもなく、この過程で、総理から「獣医学部の新設」を特に推進してほしいとの要請は一切なかった。

<検討の経過>

- ① 特区WGでは、平成26年以降、継続的に議論してきた。「加計ありき」で検討がなされたとの指摘は事実に反する。
- ② 規制に合理的根拠があることは、規制を所管する省庁の側に立証責任がある。しかし、平成26年以降の議論で、文部科学省は十分な根拠を示せなかった。

(平成27年6月8日、平成28年9月16日などの特区WG議事録でも明らかなとおり、特区WGから文部科学省には、規制の根拠となる需給見通し、新たなニーズへの対応の検討などを繰り返し求めたが、結局、示されなかった。)

- ③ それでも改革が進まない中、平成27年6月の改訂日本再興戦略 (閣議決定)で、まず、検討すべき事項(いわゆる4条件)を示し、「平成27年度内」と期限を切った。
- ④ それでもなお反対勢力の抵抗が強く、閣議決定の検討期限も過ぎてしまった中、実現に向けて妥協点を探り、平成28年11月の特区諮問会議決定で「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り」との限定を付した。
- ⑤ その後、獣医師会が「1校限定」を強く求めた。このため、平成29年1月の内閣府・文部科学省告示で最終的に「1校限定」とされることを、突破口を開く観点から、私共は受け入れ、今治市の区域計画改訂プロセスを進めた。

3、今治市が先行したことは妥当

• 特区諮問会議民間議員および特区WGは一貫して、「1校」などと限ることなく、広く門戸を開くべきとの立場である。今後も、更なる新設に向けて、改革を続行するつもりである。

 一方、まず「1校」ということならば、長年にわたって構造改革特区 提案を続けてきたこと、四国全域で獣医学部が存在せず感染症の 水際対策などの切実なニーズがあることを踏まえ、今治市が妥当 であることに全く異論はなかった。

4、プロセスが歪められた事実はない

- 以上のとおり、政策判断と決定プロセスはすべて正当であり、これが何らかの意向で歪められた事実はない。
- なお、国家戦略特区のプロセスでは、特区諮問会議において要所 要所で検討状況を報告し、総理の指示を受けつつ改革を進める。このため、関係省庁との折衝の際、このような「総理の指示」に言及 することは当然である。(公開されている特区WGの議事録をみれば、獣医学部新設に関しても、それ以外の数多の規制改革項目に 関しても、しばしば「総理の指示」に言及されていることがわかる。)

したがって、内閣府と文部科学省で非公式に打合せをした際に、 同様に「総理の指示」に言及していても、また、閣議決定上の検討期 限を過ぎた中で早期実現を目指して激しいやりとりをしていたとして も、何ら不思議なことではない。

これとは別に、総理が特定事業者を優先する意向を示した、あるいは、内閣府がそのように文部科学省に伝えたという根拠はない。

5、岩盤規制改革の続行を

特区諮問会議民間議員としては、今回の一連の経過によって、今後の岩盤規制改革が阻まれることを強く危惧する。岩盤規制改革はさらに進めなければならない。このためにも、事実に基づく、正しい議論を求めたい。

地方創生担当大臣 山本 幸三 殿

国家戦略特区の今後の運営について

平成29年6月26日

国家戦略特区では、これまで、数多くの岩盤規制改革が実現し、 成果をあげてきました。しかし、獣医学部新設を巡って、これまで の国家戦略特区の運営や原則を否定するような議論がなされており、 関係者として強い危機感を有しています。特に以下の点を踏まえ、 今後の運営がなされることを要望します。

1、国家戦略特区は、自治体と事業者の提案を起点として、政府とともに岩盤規制改革を進める仕組みである。これを停滞させてはならない。

国家戦略特区は、特区諮問会議など岩盤規制改革を進めるための新たな仕組みを導入している一方で、自治体や事業者の提案を起点とした仕組みである点では構造改革特区と全く変わりはない。提案の起点は政府ではない。これまでも、こうした提案に基づき、岩盤規制改革が進められてきた。我々は、引き続き積極的に提案を行っていくつもりである。政府でもこれを受けて、これまで以上に強力に岩盤規制改革を進めていただきたい。

2、規制改革の議論において、規制が必要な根拠を立証する責任は 規制担当省庁にある。このことは、平成26年2月に閣議決定さ れており、規制担当省庁も含め承知していることである。

仮に今後、提案自治体や事業者の側に規制が不要であることの 立証が求められるようなことになれば、規制改革は何ら進まない。 改めて責任を明確化すべきである。

3、国家戦略特区の運営において、すべての岩盤規制改革に当てはまることであるが、自治体や事業者は、全国での活用も見据えてドリルの刃となって既得権益と戦っており、規制改革の実現のため汗をかいた自治体や事業者の努力は報いられるべきである。

そのような努力が否定されるようなことになれば、勇敢に改革 に挑む自治体はなくなってしまう。改革には多大なリスクと資源 投入が伴い、そうしたチャレンジこそが国全体の経済成長をもたらすと考える。

最初のチャレンジをできる限り迅速に実現して突破口を開き、 これをさらに拡大し、全国展開していくことこそが、国家戦略特 区の制度の根幹である。最初のチャレンジだけで立ち止まっては ならない。まして、最初のチャレンジさえ断念して何も動かない ようなことはあってはならない。

岩盤規制改革はさらに進めなければならない。今回の獣医学部 新設を巡る議論によって、岩盤規制改革が一歩たりとも停滞すべ きでない。

く自治体>

神奈川県知事 黒岩 祐治 成田市長 小泉 一成 新潟市長 篠田 昭 養父市長 広瀬 栄 髙島 宗一郎 福岡市長 沖縄県知事 翁長 雄志 仙北市長 門脇 光浩 千葉市長 熊谷 俊人 北橋 健治 北九州市長 広島県知事 湯﨑 英彦 今治市長 良二 菅

く事業者>

株式会社百戦錬磨 代表取締役社長 上山 康博 認定 NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎 弘樹

<特区諮問会議民間議員>

秋池玲子坂根正弘坂村健竹中平蔵

達夫

八田